

議案第7号

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例について

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月22日 提出

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例

(阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第52条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第53条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密	第54条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密

に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

（職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和28年条例第66号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（失職の例外）</p> <p>第6条 法第16条第2号に該当するに至つた職員のうち、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑に係る罪が公務上又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）途上の過失による事故であり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状によりその職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>（失職の例外）</p> <p>第6条 法第16条第2号に該当するに至つた職員のうち、<u>禁錮の刑</u>に処せられ、その刑に係る罪が公務上又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）途上の過失による事故であり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状によりその職を失わないものとする事ができる。</p> <p>2 省略</p>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

（阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部改正）

第3条 阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第11条の2 企業長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職を</p>	<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第11条の2 企業長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職を</p>

した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 省略

2から4まで 省略

5 企業長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 省略

6から10まで 省略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

した者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 省略

2から4まで 省略

5 企業長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 省略

6から10まで 省略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 企業長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 省略

2から6まで 省略

(退職をした者の退職手当の返納)

第13条 省略

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 省略

2から6まで 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 省略

2及び3 省略

4 企業長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内

第12条 企業長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 省略

2から6まで 省略

(退職をした者の退職手当の返納)

第13条 省略

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 省略

2から6まで 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第15条 省略

2及び3 省略

4 企業長は、退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内

<p>に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5から8まで 省略</p>	<p>限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5から8まで 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(阪神水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
(職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に改正前の刑法第13条に規定する禁錮の刑に処せられた職員は、この条例による改正後の職員の分限の手續及び効果に関する条例第6条の拘禁刑に処せられた職員とみなし、同条の規定を適用する。
(阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮刑以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴された者は、第3条の規定による改正後の阪神水道企業団職員退職手当金条例第11条の2第1項及び第5項、第12条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第15条第4項並びに阪神水道企業団職員退職手当金条例第15条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(理由)

「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行(令和7年6月1日)により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されるため、所要の改正を行うもの。